

令和5年度木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領

1 目的 労働安全衛生法第14条に基づく技能講習会で、木材加工用機械や安全装置等に関する知識など、木材加工用機械作業主任者の職務に必要な知識と技能を修得いただくものです。木材加工用機械作業主任者の職務に就く場合は、当該技能講習修了証が必要とされております。

2 主催 山形労働局長登録教習機関第14号 登録満了日 2024年3月30日
林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部
住所 〒990-2473 山形市松栄1-5-41
TEL 023-666-4810 FAX 023-666-4811

※ 開催当日の連絡や、場所の確認等不明な点は、上記支部へお問い合わせください。

3 開催期日及び開催地

期 日	場 所
令和5年8月1日（火）～8月2日（水）	「協同の杜 JA 研修所」 山形市東古舘 123 番地 <u>※別添の地図をご参照ください</u>

4 講習科目及び時間

日 程	科 目	時 間
第1日	・作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	6時間
	・作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	2時間
第2日	・作業の方法に関する知識	5時間
	・関係法令	2時間
	・修了試験（筆記試験）	1時間

※ 修了試験の合格者が講習会修了者となります。

5 教科日程表

日 程	科 目	時 間
第1日	・作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	8：30～10：00 (10：00～10：10) 休憩 10：10～12：10 (12：10～12：50) 休憩 12：50～15：20 (15：20～15：30) 休憩
	・作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	15：30～17：30

日 程	科 目	時 間
第2日	・作業の方法に関する知識	8：30～10：30 (10：30～10：40) 休憩 10：40～12：10 (12：10～12：50) 休憩 12：50～14：20 (14：20～14：30) 休憩
	・関係法令	14：30～16：30 (16：30～16：40) 休憩
	・修了試験（筆記試験）	16：40～17：40

6 講 師 大谷 光成 氏
出井 裕之 氏

7 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) その他厚生労働大臣が定める者・・・職業能力開発促進法による普通職業訓練のうち所定の訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者など。
(（2）について、これ以外の該当訓練は、林災防山形県支部にお問い合わせ下さい。)

8 受講申込

- (1) 受講申込書（別紙）
- (2) 木材加工用機械による木材加工作業に3年以上従事した経験を有する旨の事業主証明
(受講申込書の中に事業主の証明欄があります。)
- (3) 申込期限、開催日の営業日15日前（土日祝日は含めず）
「林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部」必着
- (4) 添付書類
写真（たて3.0cm、よこ2.5cm上半身）2枚
裏面に名前を記入し、クリップで止め、のり付けはしないでください。
※写真添付の上郵送してください。

9 受講料（税込み、教材費含む） 13,600円/人

- ※ 受講料は以下の振込先へ開催日の営業日15日前（土日祝日含めず）までにお振込みください。
- ※ 期日までに振込みを確認できない場合は受講できません（受付受理になりません）。
- ※ 開催日15日前ころに受講票を受講申込者全員へ一斉送付します。
- ※ 現金でのお支払は出来ません。（事務所へ直接持参も不可）

振込先	銀行名：山形銀行 本店営業部 口座名：普通預金 No.193682 名義人： <small>りんざいぎょうろうさいぼうしきょうかいやまがたけんしぶ</small> 林業労働災害防止協会山形県支部 ※送金手数料は、申込者ご負担でお願いいたします。
-----	---

- ※ 受講料入金後のキャンセルは、1講習1人あたり1,500円の事務手数料と振込手数料を差引いての返金となります。林災防までお問合せ下さい。

1 0 修了試験（記述試験）の可否について

(1) 修了試験は採点のうえ、合格者には技能講習修了証の交付（送付）をもって合格通知に代えます。

（修了試験後、一週間以内に簡易書留にて事業主へ郵送いたします。）

(2) 可否の判断基準

各科目の得点が各科目の配点の40%以上であり、かつ全科目の得点合計が60点以上ある場合を合格とする。

1 1 携行品

・受講票、本人確認のため自動車運転免許証もしくは健康保険証等、筆記用具、昼食飲物

1 2 その他

当日は、マスク着用のご協力をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、講習会を延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。

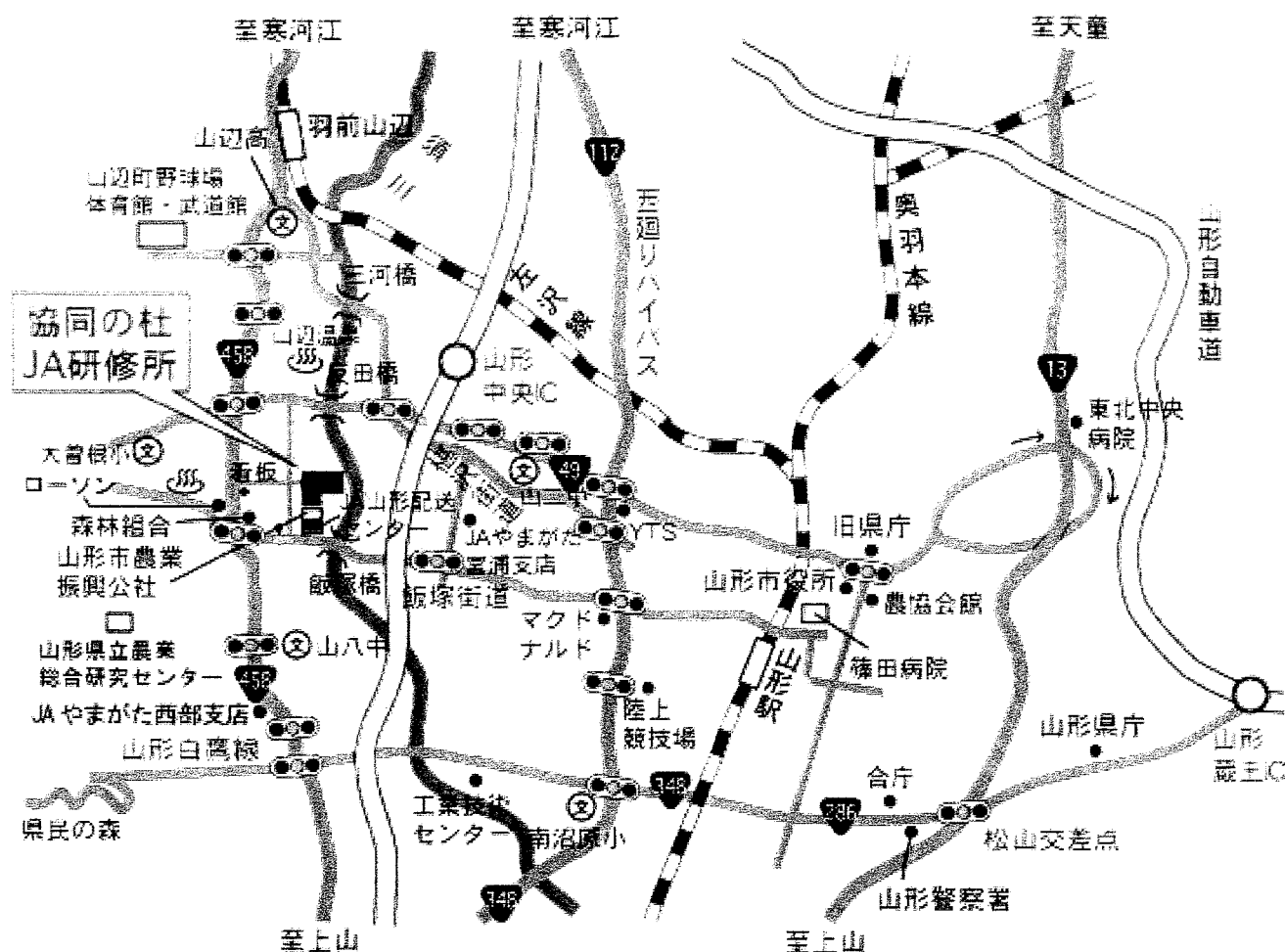
木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

※ 受 付 第 号	
講 習	令和5年 8月 1日 (火) ~
月 日	令和5年 8月 2日 (水)

ふりがな		性別		昭和
氏 名		男	生年月日	年 月 日
		女		平成
現 住 所	〒 -			
	連絡先電話： ()			
最 終 学 歴				
経 験 年 数	年			
事 業 主 証 明	上記の学歴と経験年数が事実と相違ないことを証明します。			
	郵便番号 〒			
	住 所			
	事業場名称			
	事業主(代表者) 氏名 ⑩			
	電 話 番 号			
林 災 防	会 員		非会 員	
講習の一部免除を希望する範囲				
上記の者の受講を申し込みます。				
令和5年 月 日				
受講申込者(事業主)				
⑩				
林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部長 殿				

- 1 氏名から経験年数までの欄は受講者の直筆によること。
 - 2 技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する免許等を提示すること。
 - 3 電算処理になりますので、漏れなく記載してください。
- (注) 記載された個人情報につきましては、標記講習会以外の目的のために自ら利用したり又は第三者に提供したりいたしません。

「協同の杜」JA研修所までの周辺図



バスでの移動

- ・山形駅西口からバス利用。替所・下原・西滝の平方面。飯塚橋下車(370円)、徒歩約12分。

タクシーでの移動

- ・山形駅西口からタクシー利用。山形駅西口から約7km、約15分。

お車での移動

○山形駅方面から

- ・山形駅西口から飯塚街道を西方面に向かい、飯塚橋を通過し最初のT字路を右折し、600m北上後右折
- ・山形駅西口から飯塚街道を西方面に向かい、森林組合を右折し、500m北上後、看板を右折

○羽前山辺駅方面から(約4.3Km)

- ・羽前山辺駅から国道458号線を目指し、国道を南下し、看板を左折

○山形中央ICから(約5.0Km)

- ・山辺・朝日方面に向かい、反田橋を通過し、国道458号線を目指し、国道を南下し、看板を左折

○上山・白鷹方面から

- ・JAやまがた西部支店を通過し、さらに国道458号線を北上し、看板を右折